

白井市梨業組合新型コロナウイルス対策ガイドライン

(1) 組合員は、次に掲げる感染予防策を自ら実施するとともに、雇用従業員に対しても取り組むようお願いいたします。

- ① 体温の測定と記録
- ② 発熱などの症状がある場合に、関係機関（畑での作業員、直売所等の従事者、事務局）への連絡と自宅待機の徹底
- ③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、関係機関に連絡の上、保健所に問い合わせてください。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状のいずれかがある場合や軽い風邪の症状が4日以上続く場合は保健所に相談する。
- ④ **作業場・事務所等の屋内で作業をする場合は、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安として適切な距離を保って作業を行う。作業場では換気を行う。屋外でも多人数で作業をする場合は、できる限りマスクを着用する。マスクがない時に咳をする場合は、ティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を覆う。**
- ⑤ 作業開始前後やトイレの使用後、作業場や事務所等への入退場時には、手洗い、手指の消毒を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- ① 患者発生の把握
組合員は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受け関係機関（市場・事務局・白井市産業振興課）にも連絡をする。
- ② 濃厚接触者の確定
新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、組合員は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

(3) 濃厚接触者への対応

- ① 組合員は、保健所が濃厚接触者と確定した者に対し、14日間の自宅待機及び健康観察を実施します。
- ② 組合員は、濃厚接触者と確定された者に対し、保健所の連絡先を伝達します。
- ③ 濃厚接触者と確定された者は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、組合員は、その結果の報告を速やかに受けます

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

（4）作業場・事務所等の消毒の実施

① 組合員は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒を実施します。

② 消毒は、保健所の指示に従って実施します。

ただし、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、手指が頻繁に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施します。

③ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

※農林水産省の新型コロナウイルス感染症対策本部によると食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。

連絡先

印旛保健所 043-483-1133

白井市産業振興課 047-401-4631

J A 事務局 吉鶴 080-6777-8551

令和2年6月4日時点